

○本巢市狭あい道路後退用地整備要綱

平成22年10月19日

告示第203号

改正 平成25年3月29日告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活環境の改善を図り、安全で安心な住み良い街づくりに寄与するため、建築主等の理解と協力のもと、狭あい道路に係る後退用地の確保及び整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の規定による都市計画区域内に限り適用する。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 本巢市が管理する公道のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路で幅員が4m未満のもの及びその他の道で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により、道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線との間に存する土地をいう。
- (4) 建築行為 法第2条第1項第1号に規定する建築物（附属する門、塀等を含む。）を新築、増築、改築又は移転すること及び法第88条に規定する工作物を築造することをいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地において建築行為を行う者、建物所有者及び当該建築行為に係る土地の所有者をいう。
- (6) 後退支障物件 後退用地内に存在する門、塀、擁壁、水道メーター、公共下

水柵、樹木、生垣その他これらに類するものをいう。

(7) 後退工事 後退支障物件を全て除却し、又は移設する工事をいう。

(協議及び契約の締結)

第4条 建築主等は、建築行為を行う場合には、法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出（法第88条において準用する場合を含む。）する前に、後退用地の取扱い及び後退工事について、狭あい道路後退用地協議申出書（様式第1号）により市長に協議を申し出るものとする。

2 建築主等は、前項に規定する後退用地の取扱いについての協議の結果、後退用地を寄附することの協議が成立したときは寄附採納願（様式第2号）を、後退用地を無償貸借することの協議が成立したときは後退用地無償使用等承諾書（様式第3号）を市長に提出するとともに土地使用貸借契約（様式第4号）を締結するものとする。

3 市長は、前項の規定により後退用地の寄附を受けたときは、建築主等へ寄附受入書（様式第5号）交付するものとする。

(協議の変更)

第5条 建築主等は、前条第1項に規定する申出による協議が成立した後、その内容に変更が生じた場合は、狭あい道路後退用地変更協議申出書（様式第6号）により市長に協議の変更を申し出るものとする。

(後退用地の測量及び分筆登記)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による寄附採納願を受けたときは、建築主等から必要な書類の提出を受けて後退用地の測量及び分筆登記を行うものとする。

(後退用地の所有権移転登記)

第7条 市長は、第4条第2項の規定による寄附採納願を受けたときは、建築主等から必要な書類の提出を受けて、後退用地の所有権移転登記手続を行うものとする。

(権利関係の整理)

第8条 建築主等は、後退用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されてい

る場合は、前条の必要書類の提出以前にこれを解除するものとする。

- 2 建築主等は、後退用地について相続が発生している場合には、前条の必要書類の提出以前に相続登記を完了するものとする。

(後退工事の施工)

- 第9条 建築主等は、後退工事が必要な場合には後退工事を行い、第6条の分筆登記手続以前に完了するものとする。

(整備)

- 第10条 市長は、第4条第2項の規定により寄附を受け、又は土地使用貸借契約を締結した後退用地について、舗装を行うものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 市長は、第4条第2項に規定する寄附又は無償貸借の協議が成立した後退用地において、後退工事の完了を確認した場合は、当該建築主等に対して補助金を交付する。ただし、建築主等に市税等の滞納がある場合はこの限りでない。

- 2 前項の補助金の交付対象は、次に掲げる費用とし、補助金の額は、狭あい道路後退用地整備補助金算出基準(別表)に基づき算出した額とする。

- (1) 門、塀、擁壁、樹木、生垣その他これらに類するものの除去に要する費用
- (2) 水道メーター、公共下水樹の移設に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた費用

- 3 補助金の交付申請その他の手続に関する事項は、本巢市補助金等交付規則(平成16年本巢市規則第32号)による。

(適用除外)

- 第12条 この告示は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 後退用地が土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合
- (2) 都市計画法第29条の規定による許可を受けて行われる開発行為である場合
- (3) 本巢市土地開発事業の調整に関する規則(平成17年本巢市規則第2号)第

3条の規定による土地開発事業である場合

- (4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴うものである場合
- (5) 国、地方公共団体、公社、公団等の公的団体又は法人が事業を行う場合
- (6) 第2号から第5号までに規定するもの以外の営利を目的とした住宅分譲等を行う場合
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長がこの告示の規定を適用することが適当でないと認めた場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第31号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

狭あい道路後退用地整備補助金算出基準

（補助対象基準額）

- 1 後退工事に要する費用の基準額は、中部地区用地対策連絡協議会の「損失補償算定標準書」に基づき算出した額（諸経費を含む。）に消費税相当額を加算したものとする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める額とすることができる。

（補助対象費用）

- 2 補助対象費用は、前項により算出した額と実際に要した額とを比較して少ない額とする。

（補助額）

- 3 補助額は、次の表の項目ごとに算出された額の合計額とする。

後退用地	項目	補助額（100円未満切捨て）
寄附	後退用地内に存する門、塀、樹木等の除却及び水道メーター、公共下水	対象費用の合計額の1/2以内で上限を30万円とする。

無償貸借	柵等の移設に要する費用	対象費用の合計額の1/4以内 で上限を15万円とする。
------	-------------	--------------------------------

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

本巢市長 様

住所
申出人 氏名 ①
電話() ー

狭あい道路後退用地協議申出書

本巢市狭あい道路後退用地整備要綱第4条第1項の規定に基づき、下記の後退用地の取扱いについて協議を申し出ます。

記

土地所有者	住所 氏名	電話 ()
建築敷地 等の概要	地名地番	本巢市 番地
	市道認定の有無	<input type="checkbox"/> 有 市道 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 (赤道)
	狭あい道路の概要	幅員 m 接する長さ約 m
	既存の工作物の概要	<input type="checkbox"/> 有 種類() <input type="checkbox"/> 無
後退用地	面積	m ²
所有権以外の権利の有無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	

添付書類 位置図、土地の公図の写し、土地の登記事項証明書、後退用地の写真、その他市長が必要と認める図書

..... 以下記入不要

【協議の内容】

協議年月日	年 月 日
後退用地の取扱い	<input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> 無償貸借 <input type="checkbox"/> その他
備考	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

本巢市長 様

申請者(建築主)住所

氏名 ①

電話() —

(土地所有者)住所

氏名 ①

電話() —

寄 附 採 納 願

本巢市狭あい道路後退用地整備要綱第4条第1項に規定する協議の結果、下記財産を本巢市所管公共用財産として寄附したいので、関係書類を添えてお願いします。

記

1 財産の所在

所 在 地	地 番	台帳地目 (現 況)	地 積
本巢市 字		()	
本巢市 字		()	
本巢市 字		()	

2 添付書類

- (1) 地積測量図
- (2) 登記承諾書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 資格証明書
- (5) その他

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

本巢市長 様

申請者(建 築 主)住所
氏名 ①
電話() ー
(土地所有者)住所
氏名 ①
電話() ー
(権 利 者)住所
氏名 ①
電話() ー

後退用地無償使用等承諾書

本巢市狭あい道路後退用地整備要綱第4条第1項に規定する協議の結果、下記の土地を本巢市が道路敷地として無償で使用することを承諾するとともに、舗装等の整備を行うことを承諾します。

なお、固定資産税非課税金額算出等のために下記の土地の固定資産税課税資料の閲覧を承諾します。

記

土 地 の 表 示			
地 名 地 番	地 目	地 積	適 用

※権利者とは、所有権以外の土地に関する権利を有するものをいう。

様式第4号(第4条関係)

土地 使用 貸借 契約 書

本巢市狭あい道路後退用地整備要綱第3条第3号に規定する後退用地を使用貸借するにあたり、貸主 (以下「甲」という。)と借主 本巢市(以下「乙」という。)との間において、次のとおり土地使用貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、この契約の定めるところにより、末尾記載の土地(以下「貸借物件」という。)を乙に貸し付けるものとする。

(使用の目的)

第2条 乙は、貸借物件を道路区域として道路の用に供するものとする。

(契約期間)

第3条 この契約による貸借期間は、本契約が成立した日から末尾記載の土地に道路が存する間とする。なお、当該道路の管理者が変更した場合も同様とする。

(賃借料)

第4条 賃借料は、無償とする。

(貸借物件の譲渡)

第5条 契約期間中に甲が貸借物件を第三者に譲渡しようとするときは、甲は譲受人をしてこの契約と同一条件をもって貸借物件を乙に貸与することを承諾せしめ、かつ、あらかじめ乙に通知するものとする。

2 甲に相続が発生した場合においても、相続人は前項と同様の責務を負うものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾を得ないで貸借物件を第2条に規定する目的以外の用途に供し、又は第三者に転貸してはならない。ただし、第3条に規定する道路管理者の変更の場合には、甲の承諾及び甲への通知は不要とする。

(公租公課)

第7条 貸借物件に係る公租公課は、非課税とする。

(費用負担)

第8条 乙は、この契約書の作成に必要な費用を負担するものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第9条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するよう努めるものとする。

(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

貸主 甲 住 所

氏名又は名称 印

借主 乙 岐阜県本巣市
本巣市長

印

土地の表示 本 巣 市

大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要

様式第5号(第4条関係)

寄 附 受 入 書

第 号
年 月 日

寄附者

様

本巢市長

年 月 日付けで寄附採納願が提出された次の財産を採納します。

寄附受入財産 土 地
所在地
地 目
地 積

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

本巢市長 様

住所
申出人 氏名
電話() ー



狭あい道路後退用地変更協議申出書

本巢市狭あい道路後退用地整備要綱第4条の規定に基づき、下記の後退用地の取扱いについて、変更の協議を申し出ます。

記

後退用地等の所在地	本巢市
変 更 内 容	
変 更 の 理 由	
※ 添 付 書 類	狭あい道路後退用地協議書 (写し)
特記事項	

..... 以下記入不要

【協議の内容】

協議年月日	年 月 日
後退用地の取扱い	<input type="checkbox"/> 寄附 <input type="checkbox"/> 無償貸借 <input type="checkbox"/> その他
備 考	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)